

平成30年度 広報部事業計画

1. 基本方針

「身近な暮らしの中の法律家」として市民のニーズに的確に応えるため、司法書士制度や業務内容、司法書士会の取り組みについて更なる認知度の向上を図ることは喫緊の課題である。「ターゲットなくして戦略なし」とも言われるが、広報は「必要な人に」「必要な情報を」「最適なメディアで」「最適のタイミングで」伝えることが肝要と考える。事業においては常にこの点を深いレベルで考え、具体的な広報手段に落とし込んで行きたい。

また会員に対しては、引き続き月報やホームページにより執務向上に繋がる情報提供を行うことはもちろんのこと、会の活動についての認識を共有できるようより注力する。

2. 事業項目

(1) 月報いばらきの発行（月報委員会）

- ①会員全員に対する情報伝達手段として、従来どおり毎月1回発行する。
- ②魅力的な情報を掲載するため、原稿募集・編集方法を工夫する。
- ③原稿執筆者に対して基準に従って謝礼（1,000円～3,000円のクオカード）を交付する。
- ④執筆者の写真の掲載をする。

(2) ホームページの運営（情報化対策委員会）

- ①市民がよりスムーズに必要な情報にアクセスできるようなHPにするため随時検討及び改善を行う。
- ②事業部と連携し、より積極的な制度広報コンテンツを作成、掲載する。
- ③毎月1回以上新着情報を更新し、継続的な情報発信を行う。

(3) 司法書士の日記念事業（司法書士の日記念事業実行委員会）

- ①司法書士無料相談
- ②高校生の一日子法書士

(4) 「法の日」司法書士法律相談の開催

- ①平成30年秋予定（各支部1会場以上担当）
- ②開催市町村の後援を得られるよう努める。

(5) 成年後見相談会（（公社）成年後見センター・リーガルサポート茨城支部と共催）

平成 30 年秋予定。

- (6) 相続登記はお済みですか月間
平成 31 年 2 月 1 日～平成 31 年 2 月 28 日（予定）
- (7) 支部が行う市町村における定例司法書士相談への支援
- (8) その他広報に関する事業